

平成22年10月から

個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります

平成22年10月から、公的年金支給時に個人住民税を引き落とし（特別徴収）する制度が始まります。これにより、納付のため市役所や銀行などの窓口へ出向く必要がなくなります。なお、この制度変更は、個人住民税の納付方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

税務課市民税係 ☎44-3109

対象の方へは6月中旬に発送する「市民税県民税納税通知書」で、お知らせします。



対象者

4月1日現在、65歳以上で年金を受給し、個人住民税の納税義務のある方

ただし、次の方は対象になりません

- ◇介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◇引き落とされる個人住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方 など

対象となる年金

老齢基礎年金または、昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などが対象です。

※障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは、個人住民税の引き落としは行いません。

対象となる個人住民税額

引き落としの対象となる税額は、公的年金所得の金額から計算した個人住民税額のみです。

給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税額は、これまでどおり、給与からの引き落とし（特別徴収）または、納付書・口座振替（普通徴収）で納めてください。

納税方法

■今年度

◇6月・8月に年税額の4分の1ずつを納付書や口座振替で納付（普通徴収）してください。

◇10月・12月・翌年2月支給分の年金から、年税額の6分の1ずつを年金から引き落とし（特別徴収）します。

期別	納付書・口座振替で納める分 (普通徴収)		公的年金からの引き落とし分 (特別徴収)		
	上半期		下半期		
	平成22年6月	平成22年8月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

■来年度以降

【上半期（仮徴収）】4月・6月・8月支給分の年金から、2月に引き落としした税額と同じ額を継続して引き落とし（特別徴収）します。

【下半期（本徴収）】10月・12月、翌年2月支給分の年金から、新たに確定した年税額のうちから上半期分を差し引いた残りの額の3分の1ずつを引き落とし（特別徴収）します。

期別	公的年金からの引き落とし分（特別徴収）					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	各月に2月と同額を引き落とし			新たな年税額から上半期分を引いた額の1/3ずつ		

Q & A

Q1 納付書や口座振替での納付はできますか。

A1 10月以降、公的年金などから引き落とされる個人住民税の納付方法は選択できません。納付書または、口座振替での納付はできませんので、ご注意ください。

Q2 引き落としが中止になる場合がありますか。

A2 市外への転出や税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止になります。この場合に限り、納付書または、口座振替で税金を納めていただきます。

Q3 65歳未満ですが、公的年金と給与の所得があります。引き落としの対象になりますか。

A3 平成22年4月1日現在、65歳未満で給与・公的年金などの所得があり、給与から個人住民税を引き落とししている方は、公的年金などに係る住民税も併せて給与から引き落としとなります。